

施設・研修等分科会
第50回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第50回 施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成28年3月14日（月）10:24～12:04

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について

- エネルギー消費統計調査（経済産業省資源エネルギー庁）
- 旅行・観光消費動向調査（国土交通省観光庁）

3. 閉 会

○稲生主査 ただいまから、第50回「施設・研修等分科会」を開催します。

本日は、公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針見直しに係る意見募集への対応として、経済産業省の「エネルギー消費統計調査」及び国土交通省の「旅行・観光消費動向調査」について審議を行います。

初めに「エネルギー消費統計調査」の審議を行います。

本日は、経済産業省資源エネルギー庁長官官房、吉野資源エネルギー政策統括調整官様に御出席いただいておりますので、御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしく願いいたします。

○吉野資源エネルギー政策統括調整官 それでは、お手元の資料1-1に従いまして「エネルギー消費統計調査」について御説明したいと存じます。

おめくりいただきまして、このエネルギー消費統計でございますけれども、四角枠の中にありますとおり、サービス業、中小企業などのエネルギー消費の規模の大きくない多様な事業所のエネルギー消費量を調査・集計するものでございます。

下に少しポンチ絵風のものでございますけれども、エネルギーの統計に関しましては、まず、産業部門の消費の比較的大きい業種、鉄・化学ほか、9つの業種に関して、大規模事業所に関しては石油等消費動態統計というのがございます。それ以外に、中小事業所、あとは、今の9業種以外の製造業、それから非製造業、さらには産業以外の業務部門の商業・サービス業といった、太い黒で囲った赤いところが、きょうの議題でありますエネルギー消費統計の対象になっている部分であります。

それ以外にも、家庭部門は家計調査、運輸部門は、ここにあります運輸関係の諸統計を活用しながら、全体を通してエネルギーの統計にしているということでございます。

その統計の具体的な姿、これは一例でございますけれども、右側に「最終エネルギー消費と実質GDPの推移」という表がございます。仕上がりはこういうものをつくるということ。加えまして、昨今、年末にCOP21の会議もございましたけれども、日本のCO₂排出量を算出して、これは国連に対する毎年の届け出額でございますけれども、その算出にも重要な役割を果たしている統計でございます。

エネルギーミックスの数字も出しました。2030年までにエネルギー消費の原単位を35%改善するのだという取り組みを進めていくわけですが、当然ながら、産業、家庭、業務、運輸とそれぞれの分野での省エネを進めていくに当たりまして、その前提となる統計ということで重要な役割を果たしているということでございます。

それから、今回の統計でありますけれども、規模の比較的小さな方々を対象にしているということでもありますので、対象事業所が約600万事業所ある。これを統計上有意なものにするということで、18万事業所をサンプル抽出して統計を作成しているものでございます。

次のページでございます。この統計は種々課題がございまして、目下、統計の精度向上に向けた取り組みを進めております。まず2ページ目のところは、回収率の向上、適切な有効回答の判定ということでございます。統計でございますので、これはいずれも必要な

わけでありますけれども、四角枠のところの「①回収率の維持・向上に向けた、正しい調査票送付先の名簿整備」。特に商業・サービス業となりますと、ビルのテナントとして入っている方も多数。主としてそういう形でエネルギーを使っておられる方が多いと思うのですが、個々のテナントはエネルギー消費量が把握できない、ビルの管理者にそれを送付しなければならないといった点。

それから「②有効な回答か否か」と。業種・部門によってさまざまな異常値が出てくることもある。また、書かれている数字が何らかの勘違いで間違っているということも生ずるわけでありますけれども、そうしたものを排除するための、有効回答をきちっと確保するための取り組みが必要ということでございます。

取り組んできた結果として、回収率のほうは19年から26年にかけて徐々に向上してきている。このところ一進一退でございますけれども。それから、有効回答のほうも、全体として改善傾向にありますけれども、これも一進一退というところでございます。

その下でございます「回収率の維持・向上に必要な主なもの」としましては、ビル・テナントの関係情報、事業所の住所情報、本社・支社情報というものが必要だということでもあります。

それから「有効回答の適切な判定に必要な主なもの」としましては、各種エネルギーの消費実態情報、部門・業種ごとの実態情報。それから、エネルギー消費実態を踏まえた審査システムの設計といったことが課題でございます。

3 ページ目「統計の精度向上に向けた取組（調査設計の改善）」でございます。まず、下のグラフを見ていただきますとく主な分野のエネルギー消費量の推移とでございます。真ん中あたりに比較的集まっているグループはいいのですが、時に、複合サービス事業ですとか、不動産業・物品賃貸業ですとか、実際に調査をしてみると、実態感覚とは違う過度な変化が見られるものも出てくる。これはサンプルに問題があるのではなかろうか。こういうことに対応するために、時系列の不安定性を改善するための調査・設計や仕様ということで1つやっているものとして、右側にありますローテーションサンプリングといったものを15年度から取り入れているということでもあります。これは、サンプリングの対象を年々半分ずつ変えていくという類いのやり方をしているわけでありまして、こうした事柄を進めながら、時系列のゆがみないしは違和感のある数値の発生をおさめようとしているということでもあります。

それとは別にですが、下のところに「現在開発している手法」として、インポートランスサンプリングのケースを紹介しております。エネルギーの消費に関しましては、引頭副主査もおられますけれども、今、電力やガスのシステム改革が行われているということもあり、エネルギーのさまざまな形態が変わってくる。都市ガス、電気、灯油、LDガスといったところの使用のされ方が大きく変動する時期でもあります。

こうした中で、数字が暴れて出てくるようなところについて言えば、例えば都市ガスの消費、LPガスの消費に関して、ややばらけた数字、暴れる数字が出てきているとなれば、

そういうところに関してサンプル数をふやすとか、そんなことも考えなければならない。ちょっとアバウトな説明になりますけれども、そのようなサンプルのとり方に関して、より重要性が高いもの、ないしは統計上必要性の高いものに重点化していくことも考えなければならないということです。これについては、目下、この手法を開発しようとしている最中でございます。できれば、今後の統計調査の中でそういう設計をした上で、実際の統計調査にも反映させていくことを進められないかと考えているところでございます。

4 ページ目は「調達改善に向けた取組」でございます。この統計調査に関しましては、入札によりまして民間に委託する方法をとってきておりますが、1 者入札が続いていることは事実でございます。これに対応するために、上の四角枠にありますように、類似業務経験の任意要件化。経験があるということでもなくても構わないと。それから、入札公告期間の長期化ですとか、積極的な広報・提案喚起といったことを進めてきております。下には、こちらの事務局から様式をいただきまして、年度ごとにさまざまな契約の状況、競争性改善のための取り組みについて事例がございます。オレンジの網かけがあります。入札期間を延ばすとか、平成24年・25年に関しては類似業務を任意要件化するとか、26年・27年にはA・B・Cのこの等級も、小規模な方々も参加できるように拡大していくとか、そういうこともありまして、27年・28年は2 者入札になったのですが、実際に落札された方は同じであったということでもあります。

私どもは改善を図る必要があるということもありますので、説明会には来られますけれども、入札に不参加の方々に対していろいろヒアリングをしてみた結果としては、仕様書については問題がないけれども、スキルにかなり不足を感じるとか、あとは、体制が整わないということがあります。入札で年々となりますと、実際に落札できるかどうかわからない。となると、あらかじめその体制を整えることもできないといったこともありまして、実際にこの統計の内容からして、参加し得る事業者にやや制限、制約があるということも事実かと思っております。

最後、5 ページ目でございます。「次年度に向けて」でございますけれども、まず、①にありますとおり、広報・提案喚起といったことに関しましては、1 月25日に説明会をするといったこともしておりますし、ほかの統計で実績があるような事業者の方々に対してヒアリングを実施するというのもしております。一方で、この統計は、申し上げましたような精度の向上も図りたい、よりよい統計にしていきたいという取り組みもしております中で、実際にこれまで参加できる事業者が限られてきたという実態からしまして、この統計に関して言えば、まず、入札可能性調査というものを実施したい。そもそもオープンな入札にふさわしい事業なのかどうなのか改めて確認した上で、必要があれば、この調査の結果においてふさわしければ、実際の契約の形態を変えていきたいということを今やろうとしていたところでございました。

この可能性調査、省内では会計担当の部局と相談をしていたところがありましたけれども、今回のヒアリングの対象になるということでもありましたので、将来のプロセスが、

今、とまっているところでございます。実際には、この網かけにありますとおり、実査に関しては、ビルのテナント。申し上げましたように、テナントだけでは消費量が把握できないケースもあるので、ビルの管理者に送付する必要がある。したがって、そのビル・テナント対応関係について十分なデータベースを持っていらっしゃる方がいるのかどうか。それからまた、○の2つ目にありますとおり、産業ごとのエネルギー消費実態を踏まえた異常値発見などを行えるデータ審査システムというものを現に保有し、運営できる主体がいるのかどうか。これはまず調査したいと思っていたところでございました。

それから、集計・分析に関しましても、先ほど触れましたような新たな手法を開発・導入するといったことを考えておりますので、そういうことができる事業者が、これまで実績のある方々以外にいるのかどうかということもあわせて調査をしたいと考えていたところでございました。

説明は以上です。

まとめとしましては、これまで調達・改善に向けた取り組みは進めてきておりますけれども、専門性、それから実際に保有している情報ですとか体制といったことから、この業務を実施可能な事業者に関しては限定されるものなのだなという認識をしております。

一方、元請調査の精度の改善のため年々努力をしてきているということ。これは、事業者との連携ないしきめ細かなコミュニケーションがむしろ必要だと考えるところでございます。そういう意味において、先ほども触れました入札可能性調査の手続を今回やろうとしたところでございますけれども、その手続は今、保留をしているところでございます。

毎年の国連に対する報告がございまして、この事業自体、年度をまたいで速やかに業務を進めたいと思っております。そういう意味におきましては、今回の私どもの入札可能性調査の実施、来年度の事業ということに関して、実際、公共サービス事業の対象とするか否かという政策的効果と、私ども現場が実際に抱えているニーズ、それから、時間がかかることに伴って業務に支障を及ぼすといったことのデメリットもございまして。そうしたところをぜひ比較・考慮願いたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございまして。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

○石堂副主査 いいですか。

10年ぐらいずっと1者応札だというお話から考えたときに、これまで対策をとってきたというお話があるのですけれども、やはり1者応札は問題だということで対策を実際に検討し、講じ始めたのはいつごろからなのか。

○松野室長 この統計自身が平成19年度からの統計で、歴史として比較的浅い統計になってございます。そういう意味からすれば、そのころから1者応札という問題は本件に限らずありましたので、できる限り幅広い方に応募していただけるようなことで取り組んでま

いったつもりであります。ただ、結果としては残念ながらこういう状況だということでございます。

○石堂副主査 4ページに「調達改善に向けた取組」ということで①、②、③と書いてあるのですけれども、その下で、入札不参加者は「仕様書については問題無い」と非常にはっきり言い切っているのです。「かなりのスキル不足を感じた」「体制が整わない」ということになれば、少なくとも意見を聴取した業者にとっては、自分のところの実力がないから参加できないというだけなのです。そうすると、この対策の①、②、③は全然マッチしないのではないか、こんな対策はやってもやらなくても同じなのではないかという感じがするのです。

特に「③積極的な広報・提案喚起」というのは、帝国データバンク並みの業者が世の中にはまだいるということをも前提とした対策に見えるのですけれども、それはそういう調査をされているのですか。

○吉野資源エネルギー政策統括調整官 繰り返しになりますけれども、それはそれなりに問題意識もあり、また、省內的にも同じように、入札に関するさまざまな状況に関してはヒアリングがあったりするものですから、改善のためにこうした取り組みを進めてきております。今、御指摘がありましたように、これまで私どもがヒアリングなどを通じて確認をしてきた事業者の実態からすれば、この統計に対応いただける方はなかなかいないなど。したがって、その入札可能性調査を実施することによって、ほかに事業者がいなければ、随契の形をとり、その中で業務改善できるところはしていく。さらに言えば、そうした統計自体の改善ができるところはしていきたいということで、その手続にしかかっていたところでございます。

○石堂副主査 御説明のトーン全体から見ると、例えば最初のページのところに、国連に提出する非常に重要な報告だというようなことがあったり、これまで10年間のいわば発注者としての御体験から言って、どうも帝国データバンクしかないのではないかというふうに傾いていることは否めないような気がするのです。

それで、ちょっと疑問に思うのは、それだけ重要な報告であって、1者しか受け手がない、それで、1者にやらずのが一番いいのだという結論になって、もしも民間企業である帝国データバンクがこの事業から撤退したいと言ったときにはどうされるのですか。

○松野室長 そういう意味では、我々、必ずしも帝国データバンクしかできないのかというところについてはまだ確認が必要だろうと思っておりますので、そういう意味で入札可能性調査をやらなければいけないだろうとは思っているのです。おっしゃったように、当然、大事な統計ですので、これができなくなった場合はたちまち相当なリスクが発生してしまうということなものですから、もちろん、何らかの対応がとればいいわけですが、実態として、これまでそういう業者さんがなかなかお見えにならないものですから、そこは我々としても何ともしようがないということだと思っております。

○石堂副主査 だから、先ほどのお答えで、帝国データバンクくらいの能力を持った企業

は余りいないのではないかというのがある、それで応札可能業者がいるかという調査をやるというのは、どちらかというと、帝国データバンクしかないのだということの確認のための調査に終わってしまうような気がするのです。今までもこの広報的なことをやってこなかったわけではない。それなのに最終的に2者しか応札してこない。今までこの業務に全く関心のなかった巨大な能力を持った業者がごろごろいるとは到底考えられないということからいくと、道は非常に狭いのだろうと思うのです。

ただ、先ほど私が申し上げたように、それでいいのだろうかという感じがするのです。大事な報告であればあるほど、やはり複数の業者を育てていかないとならないのではないかという気がするのです。帝国データバンクが10年間ずっとやってきたことで、私は逆に、帝国データバンクだけが、自分だけが知っているノウハウということのため込んでしまったのだろうという気がするのです。仕様書には全く問題ない、と簡単に書いてあるのですけれども、そうではなくて、帝国データバンクが蓄積したノウハウをどんどん出して行って、こういうことなのかということのを他の業者が知り得る環境を調整しないから誰も来ないのではないかという気すらするのです。その辺、どうですか。

○吉野資源エネルギー政策統括調整官 帝国データバンクにしても、ほかの統計調査にかかっている事業者からすれば、自分たちが持っているデータベースにしても、さまざまなデータと実態の関係ですとかいったところ自身が、個々の事業者の競争力になっているところだと思われま。そこを出させるのですかということ、当然ながら、会社のノウハウそのもの、自分たちの利益の源泉を吐き出させることになるわけで、そこは物すごく抵抗もあるのだろうし、おっしゃっているところに関して言えば、現実問題、無理があると思います。公的統計としての重要性が大事だということであれば、重要な統計ならば公にやればいいのではないかと。

経産省で言えば調査統計部があり、この資料の中にあります石油等消費動態統計の9業種について言えば、調査統計部がやっておりました統計を民間に出しているわけですが、重要な統計であれば、もともと国がやっていたらいいのではないかということなのですが、一方で、行政改革推進の観点から民間活用していこうということによって変えてきたわけでありま。そこは、おっしゃるように、民間事業なのだから大丈夫なのかと。帝国データでも倒産のデータを出している会社かもしれないけれども、自分も倒産するかもしれないというようなこともあるかもしれません。民間を活用しながらやっていくというのはそういうこともあるわけでありま。その点は、ある意味、その方向感のもとでぎりぎり可能な事業者との協力関係をつくりながら、安定的な統計にしていく。単に日々の経営関係のみならず、申し上げましたような統計自体の改善をどうしていくかといったこともやらなければならないわけでありま。むしろそうした関係をしっかり維持することが大事だと思います。

○石堂副主査 いろいろ申し上げましたけれども、最終的には、帝国データバンクだけが知っている、あるいは帝国データバンクだけが蓄積してきたノウハウ、そういうものが開

示されない限り、相当能力を持っている業者も、これをやることによるリスクがどの程度のものか判断できないと思うのです。それは民間会社の権利というものとぶつかるころはあると思いますけれども、要は、新規に参加しようという業者がどういうリスクを感じて、単にここに書いてあったように、うちは能力がないのですというのはいしようがないですけれども、自分がこの業務を幾らで請け負うかということが判断し得る情報が十分開示されていないから、みんな控えてしまうのではないのかなと。いろいろ調べたら、やれるのは帝国データバンク1者しかないことがわかりましたというと、何か必要のない話になってしまいますけれども、仕様書に問題なしなのだといいところからスタートするのではなくて、仕様書なり、あらゆる機会を通じてどういう業務なのかということをどんどん出していくことで、初めて新規業者が振り向くのではないかという感じを受けるのです。

○吉野資源エネルギー政策統括調整官 一方で問題になりますのは、これは毎年継続的にやらなければならない業務です。ある1回の入札に関して、今回はB社がとりました、次回は帝国データバンクがとりましたと受注される方がかわってくると、応札される方にしてみれば、そのデータベースを準備するのか、人材を整えるのか、そういうところを整えてやらなければならないということが実質的に壁になっているのだと思います。その壁自体は、ある意味、自然発生的に出てくるものであって、この事業の形態からすれば、入札形態が本来何だろうかということも私たちは感ずるものですから、繰り返しになりますけれども、まず入札可能性調査をやって、これは本来随意契約でやる事業ではないかということで臨みたいと思っている次第でございます。

○石堂副主査 わかりました。

○松野室長 済みません。もう一つ補足して申し上げますと、御指摘の点については、我々が一体どのような事業をお願いしたいのかということをはっきりすることが大事だと思っていますし、我々自身も、何を発注するのかということをはっきり把握してやらなければいけないということで、我々自身の担当者。担当者というのも、我々、体制がふんだんにあるわけではありませんけれども、担当者自身の理解をはっきり進めるということ。したがって、まず、いろいろな問い合わせに対してはしっかり御説明ができるようにすることが大事だろうと思ってやっております。

先ほど吉野から御説明をしたように、この統計自身がまだ改善の途上というか、日々改善をしているところでございます。仕様書自身も毎年改善してございますので、この仕様書に我々がやりたいこと、お願いしたいことをできる限り明確に書いていくこと自身が、業者さんから見てもわかりやすい契約になっていくのかなと思う次第でございます。そういう思いでこれまでは取り組みを続けてきたということでございます。

○引頭副主査 よろしいですか。

○稲生主査 お願いします。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。余り難しい質問ではないのですが、3点だけ確認させていただきたいと思います。

1点目は、平成19年に帝国データバンクが受注されたわけですが、そのときに最初の統計だったと思います。その際にデータベースがそもそもあったのかなかったのか。今回の入札可能性調査のポイントの1つが、データベースを保有しているか否かであると書いてありましたので、まず、平成19年のときの最初の入札の際にどうだったのか確認させてください、というのが1点目の質問です。

○松野室長　そういう意味では、TDBさんのほうにしっかり確認したわけではないのですが、例えば、このビル・テナントの関係の情報ですと、当然、開始以降ずっと改善してきていただいておりますけれども、そもそものビルにどういうテナントが入っていらっちゃって、そのビル・テナントのエネルギー消費の動きを誰が把握していらっしゃるのかということについて、もともとTDBさんがお持ちだった情報はあったと思われま

○引頭副主査　それはまだ確認はされていないわけですね。

○松野室長　済みません。当初の段階でどこまでお持ちだったかというのを、今、明確にお答えするのは難しいですけれども、そういう意味では、それまでのTDBさんのお持ちだった情報、例えばこのビルにはこういうテナントがぶら下がっていますよということについてはお持ちだったと思いますし、卑近な例ですけれども、住所の情報ですとか、そういったものもきれいに整理されていたというところはあったのだらうと思います。

○引頭副主査　わかりました。2点目です。

このデータについて、私の理解では、事業所企業統計のような公的統計をもとに、サンプルで18万と書いてあります。もともとの名簿、つまり名前と住所は総務省さんの公的統計から引っ張ってきたものだろうと推察しております。そのデータを、今おっしゃったように、毎年、ビルの状況だとか、連絡先がどこかとか、いろいろな項目をリバイスするわけですね。そのできたデータというのは、ツールですね。統計としては、最終的にはどれだけエネルギーを消費したかを聞いてくることだと理解しています。そのツールとしてのデータについては、資料1-2の21ページ目の(12)や(13)において、統計作成後のデータの取扱いについて記載されており、例えば「(13)データの利用に関する書類提出等」においては、使うときは申請書を出しなさい、終わった後は作業ファイルも含めてすべて消去しなさいとあります。となると、その途中の作業データを含むということなので、その途中でリバイス等いろいろと作業したデータは消去されており、そのデータ自体は経済産業省のエネ庁に帰属しているのではないかなと思ったのですが、そこはいかがでしょうか。これが2点目の質問です。

○友澤係長　私からお答えさせていただきます。

まず、住所などは、もとは経済センサスですとか、そういったものの母集団データベースを活用させていただいております。ただ、ビル・テナントみたいな情報はないのですが、住所などはございます。更新をしている理由としましては、その経済センサス、今のデータベース自体は、そのままではなかなか使えない状態に実務上はなっております。例えば、誤字・脱字があるとか、名前がちょっと違うとかというのが現状ではざらにあり

ますので、それを補修していただく必要は実務上どうしても生じてきているということで、していただいているということでございます。

もう一点、データに関しましては、エネルギー消費統計に係る600万事業所中18万事業所を選んで、そのうちサンプリングして発送してビル・テナント情報を収集するのですけれども、プラスアルファでお持ちのものを加えていただいて、その18万事業所の対象になったものに関しましては、当然、資源エネルギー庁の委託契約に基づいて提出していただくものですので、経済産業省に帰属することになります。ただ、その600万事業所のうち18万事業所、どれが選ばれるかわからない中で、過去選ばれたものに関しては、当然、その契約形態自体が変わっている可能性もあるのです。それにまだとれていない事業所もございますので、それに関しては経済産業省も持っていない。そこに関しては、新たに加えられた18万事業所に関して付加していただかなくてはいけないので、それはそれで別途整備していただかないと、実際上は、母集団データベースですとか経済産業省が現在持っているデータだけでは調査し切れないということでございます。

○引頭副主査 わかりました。

3点目の質問です。今、18万事業所を選ぶとおっしゃっていましたが、それは審議会など別の機関で選定し、帝国データバンクさんといいますか、受託者には、選定された名簿を渡す形と理解しております。そう考えますと、平成19年から毎年18万事業所を選定してきているわけですから、最大で180万事業所、重複があるかもしれないので、それよりは下だと思いますが、その名簿については新規受託者に公表できる、利用させることができるという理解でよろしいのでしょうかというのが3番目の質問です。

○友澤係長 はい。それは可能でございまして、当然、過去のものでそのまま情報として正しいかどうかというのはわからないので、しなくてはいけないのですけれども、既に経済産業省において蓄積されているものに関しましては、当然、提供は可能となっています。

○引頭副主査 済みません。もう一つだけ質問がございます。

経済産業省さんが持っている毎年18万事業所のデータと、受託者が持っているデータベースというものの差はどこにあるのでしょうか。つまり、帝国データバンクさんは10年間御一緒に仕事をされていたことから、持っているデータベースはエネ庁さんと一緒なのではないかと聞いていて思った次第です。最後にその点だけ確認させてください。

○友澤係長 そこに関しては、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、経済産業省の18万ですとか、調査対象になったものに関しましては、当然、国の持ち物ということになりますので、全て共有いただいています、そこに関しては共通のものになっています。それ以外の、600万事業所もあれば、そちらのほうがかなりのボリュームを占めるのですけれども、そちらに関しては企業の財産ですので、そういうものに関しては私としては持っていないということになっています。

○引頭副主査 了解しました。

○早津専門委員 済みません。そもそものところで教えていただきたかったのですけれど

も、先ほどのお答えの中で、社内での業務体制が整わないというところについてお話があったのは理解できたのですが、その前の、エネルギーの消費という特殊性から既存業者と競争するのは困難という事業者からの回答についてです。この回答した方は特殊性というのをどこに感じていて、どの点に競争が困難だという判断をしたという回答だったのかを教えてください。

○友澤係長 それに関しましては、毎年、報告書といいますか、ヒアリングを受けて内部でまとめていますので、そこから引用したのですけれども、聞いている限りにおいては、エネルギー消費の、そこに残っていた限りにおいてはビル・テナントと直接的には触れているというよりも、そういう形でエネルギーの特殊性という形で残っていたものなのですが、具体的には、エネルギー消費実態などがわからないと、当然、データが適切かどうかという判断ができないという問題ですとか、当然、集計・分析・実査等においても、そういう形で審査と集計において外れ値排除ですとか、そういったことをするためにはエネルギーの知識が必要ということで、まず、そこに障壁を感じられる方が多いという認識です。

その次、そのデータベースに関しても、ビル・テナントなどの会社、いろいろな財務データといったものをベースにした統計と比べて、こういうビル・テナントという情報はエネルギーにおいては結構特殊なデータになってきます。財務データですと、テナントさんも財務データというのを当然知っているのもので、そこに関しては特殊性をかなり感じられていると認識しています。

○早津専門委員 そうしますと、対象のどこに送るかとか、そういう情報に困難を感じるというよりは、その回答してきたものについて正しいか正しくないかという判断をするのが困難だという理解でよろしいですか。

○友澤係長 そこに関しては両方ですね。

○松野室長 例えば、最近ですと、ビルとかテナントというのは、例えば電気の場合ですとビル全体で一括で契約されて、それで配分されるというところが結構ふえてきたのだと思いますが、そういうところではない場合、個々のテナントさんが直接契約をされていたりする場合があるので、誰に聞けばいいのだけ、誰に送ればいいのだけと迷うような状態が個別に見ていくと結構あります。そういうのは、勘どころを押さえていらっしゃる方は、これぐらいの規模のビル、これぐらいの新しさのビルだったらこういうところだろうなという勘どころがわかるということが1つあります。

もう一つは、送ってきていただいたデータが本当に正しいのかと。例えば製造業などでもいろいろございまして、同じ鉄をつくるのでも、こういう業態であれば、電気を使って鉄を溶かすところもあれば、そうではなくて、コークスみたいなもので熱を出してそれで溶かすみたいなのもございまして。こういう業態だったら電気を使うはずだよなど。なのに、送られてきたデータというのは電気を使わずに別のものを使っているという消費が出てきてしまっていて、これはおかしくないかと。勘が働くかどうかというのは、実は個別のケースを見ると結構あったりするものですから、そういう両面あるというような理解

でおります。

○早津専門委員 そうすると、ここはちょっと違うのではないかというので修正したデータとかも残っているのですか。

○友澤係長 そうですね。確認をしていただいた後のものが上がってくるということです。

○早津専門委員 それはどういう判断で。ここはちょっと違うかもしれないからもう一回再調査したとか、そういうことも残っているのですか。そういう積み上げがノウハウなのかと思ったのです。

○友澤係長 そうですね。形として残っているということです。

○早津専門委員 それは入札説明を受けた方というのも閲覧して理解したりできるのですか。

○友澤係長 閲覧できる形になっているかというのと、そこまではできていない。

○松野室長 そうですね。現時点においては、今、個票においてかなりひもづいた状態で残っていて、この個社名はこういう企業だからこうだという形で残っている。なので、全てこういうエネルギーはという形で、事細かな個別案件では残っていないのですけれども、審査ロジックとして、こういうロジックでエネルギー消費量を審査することができるよというのをある程度抽象化した上で、それをシステムに組み込んでいただけるような形で一般化していますので、そこに関しては公表しているというか、説明会ではちゃんとお渡しします。そこに関しては共有財産ということになっています。

○早津専門委員 そうしますと、そこを見ても特殊性でそれを理解するのは困難だという判断を業者はしているということなのですか。

○松野室長 されている方が多いということですね。

私が申し上げているのはすごく単純な例であって、エネルギーの世界はそういうのが積み重なって結構あるということです。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○吉野資源エネルギー政策統括調整官 あえて申し上げれば、事業者のほうもそういう努力をしながら、2ページ目にありますように、回収率を徐々に上げるとか、有効回答率も上げるとかいう努力を積み重ねてきているのですが、そういうのはまだ発展途上だし、さらに内容的にも改善しなければいけないところもある。そういう途中で私の今の立ち位置なものですから、そこは統計の実務の事務負担、それから、よりよい統計にしていくな必要性、あと、事業者の制約性といったことから、繰り返しになりますけれども、私どもは、これは入札可能性調査をやった上で随意契約でやるような内容。今の段階ではそのように判断をして手続を進めてきたところでございます。

加えて言えば、4月になったところですがすぐにもこの調査を始めなければ国連報告に間に合わないものですから、この場の審査も早目、早目に進めていただければありがたいと思っています。

○早津専門委員 ちょっと思ったのが、4月というので、今の時点ではすぐには無理なの

かもしれないのですけれども、ここは修正の必要性があって、もう一回再調査しましたとか、そういうノウハウがきちんと整理されているという前提でいいのですか。全部見ていけば、勉強すればできるのではないかと思ってしまうのです。そこはできないというふうに結論づけるのは、何となく資料が足りないからなのかなと思ってしまうのですけれども、そうでもないのですか。

○友澤係長 そうですね。抽象化できるところは、もちろん審査ロジックという形で抽象化していますので、そこは共通理解として競争がしっかり働くように整えているところです。一方で、異常値といいますか、特異な使い方をしていとかというのもちろほらあります。出てくるケースもありますので、そういったところには個別に判断していただかななくてはいけないというところなのかなと思っております。

○稲生主査 廣松専門委員、いかがでしょうか。

○廣松専門委員 私もこの調査の重要性などは十分理解するのですが、いただいた資料だけでは、特に調査の技術的な面に関して十分理解できなかったのです。最初に、先ほどコメントのあったサンプリングはどちらがやるのですか。国がやるのですか。それとも民間事業者ですか。

○友澤係長 サンプリングの前に、調査・設計に関しましては、集計とか分析をしているところがまずやりまして、そこで固めます。その上で、サンプリングに関しては、それをもとにサンプル数を決めて、今の実査とかをしている方がランダムサンプリングによってずっと選んできてもらっています。

○廣松専門委員 ということは、前年度か、それ以前の年の実績を踏まえて、当然、幾つかの層に分かれているのでしょうかけれども、各層に必要なサンプルを民間業者のほうを選ぶのですね。

○友澤係長 そうですね。当然、私たちも確認をするのです。ちゃんとランダムサンプリングしているかという形で。ランダムサンプリングを、まず手を動かしていただくのは事業者になっています。

○廣松専門委員 そうですか。わかりました。

それと、この調査は完全に郵送ですか。

○友澤係長 2種類ありまして、郵送とオンラインの2つです。

○廣松専門委員 オンラインの割合はどれぐらいですか。

○友澤係長 正確ではないかもしれませんが、まだ10%、20%程度になっています。いろいろ分析しているのですけれども、1つの要因としては、大企業さんですとかはオンラインになれていまして、石油等消費動態統計などはそうなのですけれども、オンラインでしていただける確率はすごく高いのですが、いかんせん、エネルギー消費統計というのは、中小企業さんで、毎回、サンプルになる対象が違ったりしますので、すぐにオンラインという形にはなっていないというのが現実です。

○廣松専門委員 わかりました。

ただ、先ほど意見がありました。確かに平成19年度から1社が継続して受託をしていて、そこがノウハウをかなり蓄積しているのだらうと思います。もちろん、今、説明のあったエネルギー分野特有の特性があるのかもしれませんが、率直に言って、18万事業所の規模であれば、調査対象数はそんなに多いという印象ではありません。それにもかかわらず、ほかに手を挙げる民間事業者がいない。それに関して、先ほどの御説明では、今、検討中ということのようですのでその点は評価をしたいと思います。お話を伺うと同時に、仕様書も拝見をしていたのですが、かなり抽象的な形の表現になっていて、もう少し情報として出せるものがあるのではないかという気がしました。具体的にはまだどこを修正すべきか指摘できないのですが、そのような修正を踏まえて、一足飛びに公共サービス改革法の対象にすべきかどうかということについては、こちらもかなり慎重に考えなければいけないと思います。先ほどの御指摘のとおり、結果自体はきわめて重要で、国際的にも意味を持つ。その点もやはり考慮すべきだらうと思います。

サンプリング以外の調査技術上の点に関して、もう少し開示できる情報もあるのではないかという印象を受けました。おっしゃっていた入札可能性調査というので、どこまでそういうものが明らかにできるのか、その点についてまだ判断がつかないものですから、今の段階で市場化テストに進むべきかの判断に苦しむ状況です。ただし、全体として、サンプリングも含めて調査技術上の情報の開示というものをもう少し努力していただければというのが印象です。

○稲生主査 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○引頭副主査 もう一点だけ確認させていただきたいのです。

資料1-2の13ページですけれども、調査名簿の作成の手順が書いてございます。そこで確認ですが、先ほど経済産業省のほうに所属するデータは18万事業所というお話でしたが、母数である600万事業所のどの事業者が該当するかわからないので、600万事業所の名簿を直されているとのことですが、この(1)に書いてあるように、こうした作業の全てのデータはエネ庁に帰属しているという理解でよろしいですね、というのが質問でございます。よろしくをお願いします。

○松野室長 そういう御理解ですね。

○引頭副主査 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいというのは、次の業者さんが仮に別の方が決まった場合に、そのデータを利用できる。その使用に関しても問題ないということ。もちろん、このサンプリングが変わっていくというのは先ほどお話がありましたけれども。

○松野室長 おっしゃるとおりです。そういうことです。

○石堂副主査 1点いいですか。

入札可能性調査に進んでいきたいという御要望はよくわかりましたけれども、少なくとも

も前回2者応札したということからいけば、入札資格という意味での業者は少なくとも2者いたことは確かだということですね。

それで、今回、入札可能性調査をあえて行うというのは、むしろこの調査というのは、先ほど私もちょっと余計なことを言ったかもしれませんが、1者だということを確認したための調査のようにも見えるということをしたのです。調査をしなくても世の中に2者はあるということがわかっているとも言えるのではないかと思うのです。

実際、そのうちの落札できなかった1者は予定価格を上回ったということなので、これは、先ほど委員からお話があったように、仕様書の抽象性とか、そういうところから、新たに参加する業者はどうしても、そこはもしかしたらこうなるかもしれないなということ、私は、価格は安全を見て高くいかざるを得ないと思うのです。10年間やってきた業者は、これはこんなことはないのだ、ここはこう考えればいいのだとか、全部わかっているから、余計な上積みはしないで参加できる。その差ではないかという気がするのです。ですから、帝国データバンク以外がやろうと思えば高くなるのだという話とは違うような気がするのです。その2点。要するに、入札可能性調査をやるというのだけれども、入札可能な業者は2者いたという事実があるのではないかとですかという点と、前回、もう一者は予定価格を上回ったという要因をどのように捉えるかというのを最後にちょっとお聞きしたいと思うのです。

○友澤係長 ありがとうございます。

まず1点目に関しましては、この会社についても、当然、入札をしていただけますかという形のヒアリングをかけておりますし、ほかの事業者に関しましては、コンペになり得るかなと考えている大きなところに関しましてはしていますので、そういったものを踏まえて最終チェックということなので、そういった形で確認もする必要があるかなというプロセスになっています。

2つ目に関しましては、仕様書だけではなくて、事前に説明する期間というものも当然設けておりますので、10とか20とかかなり質問をしてきていただいて、仕様書のわからないところはわかるまで聞いてきていただいたので、わからないから価格を上回ったということでは必ずしもないかなと認識しています。

○石堂副主査 でも、廣松委員からあったように、仕様書を読んでいくと、やはり抽象的なところがあるわけです。それについては、今おっしゃったところからいけば、落札できなかった業者もいくつかいろいろなことを聞いてきたと。それに対してちゃんと答えたのだと。むしろ、その答えた内容そのものが仕様書に書かれているべきだと考えるべきなのですか。

○友澤係長 はい。そういったことを踏まえて、毎回、仕様書はできるだけ改善をするようにしていただいているところです。とりあえず、今年度においては、そういう形でいろいろ聞いてきていただいて、お答えをしてという形になりました。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。

本案件は、法第7条に基づいて実施した民間事業者からの意見募集において、公的統計調査について市場化テストの対象事業としてほしいといった御意見をいただきまして、監理委員会において競争性等に課題があるとされた事業でございます。

本日、調達改善に向けました取り組み状況や入札可能性調査を行う御方針について御説明をいただき、本事業の特殊性などは理解をいたしました。委員からいろいろ質問が出されましたけれども、それをもって一般競争入札を前提とした入札可能性調査に直ちに移行するというのがまだいかなものかなということ、納得していないところがございます。

今回、委員からいろいろと御指摘がありました。入札可能性調査ということで随契の形で確定する一定の合理性はあるのかもしれませんが、他方で、仕様書についていろいろ改善はいただいているのですが、我々が読んでもまだ抽象的なところがあるということもございますので、もっと開示できるデータもあるように思う次第でございます。

したがって、当分科会としましては、実査等の業務につきまして民間競争入札の活用をいま一度御検討されてはいかがかなと考える次第です。

経済産業省様におかれましては、民間競争入札の導入について再度御検討いただきまして、1週間を目途に事務局を通じて分科会へ御報告をお願いしたいと存じます。もちろん、この調査の重要性、それから、時期がかなりタイトであるというのは十分に理解した上でのごでございます。今回、余り審議できないところもありましたけれども、集計等業務につきましても、委員の御指摘を踏まえまして、取り組み方針を御検討いただいて、あわせて、事務局を通じて当分科会に御報告をお願いしたいと思います。

そのような方針ではほかの委員の皆様、先生方、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理をいたしたいと存じます。整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 以上をもちまして「エネルギー消費統計調査」の審議を終了いたします。

経済産業省の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席ありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(国土交通省関係者入室)

○稲生主査 お待たせしました。

続きまして、国土交通省様の「旅行・観光消費動向調査」の審議を行います。

本日は、国土交通省観光庁観光戦略課調査室、堀室長様に御出席いただいておりますので、御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でお願いいたします。

○堀室長 国土交通省観光庁で調査室長をしております堀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料2-1から御説明したいと思います。本日議題に挙げていただいておりますのが「旅行・観光消費動向調査」という統計調査になります。統計法に基づく一般統計調査というものです。これでやっておりますのは、「概要」というところをごらんいただきたいのですが、これは訪日外国人ではなくて、日本国民が国内で、または日本国民が海外に行く、そういう旅行の実施状況とか消費額を把握するための調査でございます。年間2万5,000人の方に調査を実施しております。

何が成果物として得られるかと申しますと、日本人がこの四半期に旅行でどれだけお金を使いましたか、延べ何人旅行に行きましたか、1人当たり単価はどうでしたかというようなこと。しかも、男性・女性別とか、年代別とか、住んでいる地域別とか、そういうものを詳細に整理して公表するというものでございます。

調査の時期は四半期ごととなっております。ちょっと紛らわしいのですが、右のグラフのようなものをご覧ください。2万5,000人を1万2,500人ずつAグループとBグループという2つのグループに分けて、Aグループの方には、1月から6月の第1回調査と、7月から12月の第3回調査、年に2回調査票を書いていただいています。第1回調査については、1月から6月までの分を7月に調査票を配って提出いただくという感じになります。もう一つのBグループにも第2回、第4回調査、4月から9月分と10月から3月分を出していただくことになります。

この第4回調査というのが3月までの分を出していただくので、実際に調査票を配って出していただくのが4月以降になります。この業務の発注は年度単位で行っておりますので、第4回調査の調査票を配って回収するのは次の年度の受注者の業務ということになります。

それから「調査対象」というところですが、住民基本台帳を使って抽出した日本国民ということになりまして、郵送で調査票を配付して回収するというのが基本ですが、最近、オンラインで回答するというのも可能になっております。

あとは、概要は、上の2行のところに「TSAを作成する」と書いてあるのですが、TSAというのはUNWTO（世界観光機関）というところが国際比較できるような統計の基準を設けておりまして、それに基づいた数字の整理もやるということでございます。

1枚めくっていただいて、2ページ目です。今年から調査のやり方を見直ししておりますので、それについて御説明したいと思います。

現行の調査方法というのは、先ほど御説明したとおりで、Aグループ、Bグループとい

うので年に2回それぞれ出していただいているのですけれども、1回ごとに6カ月前の分から旅行に行った分を書いてくださいと。過去の実績を見ると、5カ月、6カ月ぐらい前のものを記入していただくというのが正確性に欠けているのではないかと。忘却という言い方を我々はしておりますけれども、そういう問題があるのではないかと御指摘がありまして、私たち、統計の検討会の先生方と相談して、見直しをすることにいたしました。それが右側の「見直し内容」というところです。

28年1月からの調査について、2万5,000人を2グループに分けるのをやめまして、2万5,000人全員について調査票を年4回お配りして提出いただくということで、3カ月前までの分だけ思い出していただければいいということで、忘却という問題が生じないようにしていく。それは、調査対象者の方々にとっては、これまで年2回でよかったのが4回になりますので、逆に負担が重くなるということではあるのですけれども、その見直しをさせていただいたところでございます。

3ページ目ですが、今年のスケジュールでございます。重複になるところは避けましても、矢印がいっぱいあります。例えば今年28年4月から受注する事業者、業者の方がやる作業というのは、4月の最初に前年度の第4回調査の分の調査票を配って集めるところから始まりまして、その次の第1回調査、第2回調査についてずっとやっていくということになります。「速報性重視」とありますけれども、例えば4月から6月の四半期の調査については、7月に調査票を配って回収し、翌々月である8月の中旬に公表しております。それでも遅いとか言われることもあるのですけれども、調査票を回収するのも当然時間がかかりますので、翌々月の中旬、ついこの間まで翌々月末に公表していたのですけれども、それでも半月ちょっと早めたというのが現在の状況でございます。

次のページですが、調査の流れでございます。観光庁のほうで調査内容を企画して、仕様書を決定して、入札手続をした上で実施事業者を決定する。この調査は2つの業者に発注してまして、1つが実査業務という実際に調査票を配って集計する作業。それが下のほうに赤で書いてある「実査業務にて実施」というところです。その後でそれを分析する業務をまた別の業者に発注しております。この実査業務については、調査対象者の抽出。先ほど無作為抽出というのがありましたが、住民基本台帳から抽出する作業をした上で調査票を配付し、郵送なりオンラインで回答が来たものについて内容をチェックした上で集計して、ローデータと呼ばれる、具体的にはエクセル表にその結果を落としたようなものですけれども、それを作成し、観光庁に納品するということになります。それを我々のほうで分析業者に渡します。そこで分析をして、加工し、公表するところの集計表をそちらの分析業者が作成いたしまして、集計結果の公表に結びつけるということでございます。

5ページ目ですが、この統計調査はそんなに歴史が古いものでもなくて、観光に関する統計というのは全然整っていなかったのですけれども、最近、注目度がすごく高くなって、統計調査を整備しろと。ここには2010年から書いてあります。それ以前も、非常に精度が低いと言われている統計を細々とやっていたのですけれども、2010年からサンプルの数を

拡大したりして、ここから今のスタイルに近いものになってきたのです。その後も、2011年には単なる統計だけではなくて、あわせて、例えば「満足しましたか」とか「また行ってみたいですか」とか、そういう意識調査を追加しております。2012年には調査の設問に職業欄を追加しました。それから、2014年にオンライン調査の試験的な実施をやる。2015年はそれを本格実施する。2016年、今年については、先ほど申し上げましたけれども、6カ月に1回だった調査を3カ月に1回にするというところまで来ております。

2017年も「調査設問の追加を検討中」とありますが、今やっている調査というのは基本的には全国単位で、全国でどういう動きになっていきますかというのを調査しているものです。都道府県別にどこに行きましたかというのを調査はしているのですが、もともとそこを主たる目的としてやっているわけではなかったもので、都道府県単位でどこで幾ら使ったかというのを余り精緻に調査できる調査票の質問形式になっておりません。ですけれども、地域単位でどう動いているのかというのをちゃんと把握しなければいけないではないかという声もいっぱいいただいております。その地域単位の統計をある程度とれるように調査の質問内容を今年見直しをします。見直しをしますと、総務省との協議も必要になりますけれども、それを経た上で2017年の次の発注につなげていくということでございます。こういう見直しについては、毎年「観光統計の整備に関する検討会」というのを観光庁で行いまして、先生方御意見を承って改定をしております。

資料2-2というところでございますが、まず、1ページ目から入札説明書をつけております。これは、28年度、今まさに発注作業をしている現在進行中のものがございます。右隅、左隅のページでございいただければと思いますけれども、3ページで「4 担当部署」と書いてあるところの「(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間」は3月4日から3月14日とさせていただきます。 (3) ですが、3月9日に説明会を実施いたしました。

その後で入札参加資格の確認をした上で、次の4ページの下の方に「(5) 開札」とありますが、入札していただいて開札するのが3月18日の予定でございます。

5ページですけれども、「8 その他」の「(2) 落札者の決定方法は最低価格落札方式とする」ということでございます。

12ページのところから仕様書になっております。ざっくり御説明します。赤で見え消しのような形になっておりますけれども、前年度と今年度でどこを変えたかというところを示しております。

12ページの下の方「5. 作業内容」の「I 旅行・観光消費動向調査の実施」のところですが、まず、大きく1つ目として(1)、平成27年度、つまり前年度の第4回調査の実施というところがございます。前年度の10月から3月の半年間の分の調査を4月にやりますので、その分についてでございます。12ページから13ページにかけては、調査票を作って、印刷して、送付して、それを回収してくださいよということが書いてあります。

そこで誰に配るのかというのは、前年度の調査の中で対象者がもう決まっておりますの

で、それはその名簿をもらって、そこに送付してくださいということでございます。

それから、14ページの下の(2)のところからが28年度の調査対象者の選定ということになります。28年度の調査は対象者がまだ決まっていませんので、調査対象者リストを作るというところからこの業者にやっていただきます。具体的には、日本全国の市町村を人口規模別に分けまして、どこの自治体の住民の方を調査するのかというのを選んで、それから選定した自治体の方から、住民基本台帳を使って、本当は2万5,000人なのですけれども、予備も含めて2万6,000人を抽出するというようになっております。

そのリストをつくった後で、15ページの(3)のところ、第1回・第2回・第3回・第4回調査を実施すると。同じように調査票を配って、回収してということになります。

○稲生主査 時間もありませんので。あとは大体把握していると思いますので。

○堀室長 済みません。

というようなことが書いてございます。

資料Bは入札説明会配付資料ということですが、これまで事前に事務局からいろいろ御指摘をいただいていた、入札公告の時期が遅過ぎるのではないかという論点、入札の業務の内容がわかりづらいのではないかという御指摘、いろいろいただいております。28年度の発注の中でできる限りのことをやってみようと思って、なかなか至らない面もあって申しわけないのですけれども、まずは入札公告の時期です。済みません。結果的には入札公告は去年より5日だけ前倒しできたのですけれども、5日しかできなかったということです。もともと調査内容の見直しをしておりまして、そこはちょっと生真面目に考え過ぎたのかもしれないのですけれども、その内容見直しをするとなると、国交省の統計関係を取り仕切っている情報政策本部というところに照会を上げて、必要があれば総務省協議が必要なのですけれども、その手続が2月に終わったので、そこから準備をしたということで、結果的に5日前倒しにとどまってしまったものです。入札公告をもっと前倒しして、もちろんそこまできちんと整っているのがベストですけれども、仮にそこが間に合っていないでも変更はあり得べしという前提で公告を出したほうがよりよいのではないかというアドバイスを事務局からもいただいております。今年は3月に入ってから公告になってしまったのですけれども、次年度からはこれは1月に公告をしたいと思っております。

それから、調査の内容につきましてもわかりづらいという御指摘もいただきました。今年ではできる限りのことということで、入札説明会に来られた業者の方々には、今やっている業者が使っている作業マニュアル、審査要領とか、どういうスケジュールでやっていますとか、実施体制とか、業務の調査票の回収状況とか、そういうものを資料としてお配りしました。これもまだまだ足りない部分もあろうかと思うので、来年度に向けて情報をどんどん開示して、いろいろな人が手を挙げやすくする環境を整えていきたいと思っております。

あとは、事務局とのやりとりの中で、複数年契約どうですかという話もいただいております。手続が楽になる面が多々あるので魅力的ではあるのですけれども、一方で、結構毎

年のように見直しをかけていて、一旦発注した事業者の人と、見直しをした後、来年度からこうしたいのだけれどもという話をしたときに、どうしてもその事業者との相対の交渉みたいになってしまって、そこはかえって手間暇がかかるという問題もあるのです。そこで例えば契約を変更するということになる、金額は幾らにするのかというところで、公正という点で若干どうかなというのちょっと危惧しております。私たちとしては、毎年のように見直している現状において、毎年入札するのが面倒というのもあるのですけれども、単年度でやっていくほうが結果的には業務負担という意味では楽なのかなと思っておりまして、単年度を基本に考えたいなと思っております。

いずれにしても、来年度に向けて、事前に事務局とも御相談していろいろありがたい御指摘もいただいておりますので、見直しはしていきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、御説明いただいた内容につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石堂副主査 要するに、なるべくたくさん業者に入ってきていただきたいということでやっているという御説明なのですけれども、発注者側として、新規業者にたくさん入ってきていただきたいという思いの割には、仕様書の中に、そう大きくはないのですが、その障害になる要素があるような感じがしています。例えば、入札資格に、国の統計業務をやったことがなければだめだというのがありますね。民間の統計業務は山ほどやってもだめなのだ、国のものをやらなければだめなのだというのは、何か合理的な理由があるのか。

そのほかにも、書き方が抽象的であったり、満足な回答をした人に対する謝礼のところなども、国のほうとして一方的にこのくらいのパーセンテージが来るはずだ、300円払ってくださいと書いてある。統計的な見方をすれば、そう大きく狂うはずはないということかもしれないけれども、こう払ってくれというのは、もしその率を超えて支払いが生じたら、それは国が手当てしますとか。要するに、業者が負うリスクを明確にする努力がこの仕様書の中にちょっと欠けているような感じを受けます。ですから、今まで請け負ってきた業者、あるいは応札した業者以外にも来てもらおうと思えば、具体的にどういうリスクを負うことになるのか、相手が納得できるような書き方。絶対全部は書き切れませんから、さらにこういうところはどうかということについて、国の側として、例えば個人情報とか、そういう出せない情報以外はいかようにでも対応するというのを明確に出していくことが必要なのではないかという気がするのですけれども、いかがですか。

○堀室長 ありがとうございます。

まず、最初の御指摘は、入札説明書の中にありますけれども、過去5年以内に国の一般統計調査に関する業務を受託した経験があることということにしております。若干経緯がありまして、以前はありませんでした。平成23年度に観光庁のほかの統計で初めてやると

いう事業者の方が受注して作業をしていたのですけれども、結局、ノウハウ不足で、期限までに統計公表ができなかったという事態があって、そのときに検討したと聞いております。国の統計調査の公表時期が遅れるというのは決してあってはならないことなので、確実にやってくれるところにする必要があるということで、このときいろいろ検討して、5年以内に国の調査の経験があることというのを要件にしたと聞いております。

正直申しまして、痛い経験をしたので、このときにかなりかために決めたと認識しております。ただ、現時点でこれが本当にどこまでも必要な要件かということ、きちんとやってくれる人というのをどういう基準で整理するかということで、これ以外の選択肢はないかということ、そうでもないようにも考えておまして、来年の調査に向けてもうちょっと柔軟にできるような要件にできないかというのを検討したいと思っております。

それから、謝礼についてです。これも事務局からも御指摘をいただいています。簡単に言うと、たくさん回収すればするほど謝礼を出さなければいけない。そうすると、受注者の実入りが減るというような仕組みになっていて、ほかの統計ではそういう仕組みではなくて、実費を別途国のほうで負担するというようなやり方をしていると教えていただきました。私どもも確かにそういう統計がいっぱいあるというのを確認いたしました。より合理的なやり方にしたいと思っております。実費を別途国が負担する。謝礼、あとは回答するときの郵送料とか、回収率が上がれば上がるほど受注者が損をするみたいな、そういうことにならないようにしたいと思っております。恐縮ですが、これも来年度に向けて改善したいと思っております。多分、ほかにもいろいろあると思うので、よく見直しをしていきたいと思っております。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○浅羽副主査 済みません。御説明ありがとうございます。

2点教えていただきたいことがあるのですけれども、オンライン方式の本格導入は2015年度からと資料に書かれておまして、仕様書にもそのように書いてあるのですけれども、オンラインで回答していただいたケースと、そうでない紙で回答していただいたケースで、事業者にかかる負担は何か違いがあるのでしょうか。そのあたりが仕様書から見えてこなかったのですけれども。

○堀室長 紙で出てきたものとオンラインでインターネットで出てきたものを見て、事業者の人がそれをチェックした上で集計作業をするので、受注者側の負担という意味では変わらないです。

○浅羽副主査 そうなりますと、オンライン方式を導入すると書いてありますけれども、それによってコスト等は変化しないということは、新規の事業者向けの説明会等で説明があったということでもよろしいのでしょうか。それとも、これは当然変わらないのだというふうに御理解いただいているということでもよろしいのでしょうか。

これを導入するとなったらコストが下がるというふうに何となくイメージしがちなのです。あるいは初期投資がかかるなら別ですが、そういうのがなければ、将来的にはコスト

が下がると踏むとも思えなくもないのです。伺った話ですと、別にそれは関係なくて、回答者側が利便性が高くなるとか、そのようなところなのかなと思ったのです。

○堀室長 そうですね。細かい違いは多分あると思うのです。例えば、字が読めないとかいう問題がなくなるとは思うのですけれども、それ以外は余りない。

コスト、手間暇が余り変わらないというのが表れていないということですか。

○浅羽副主査 はい。そこに事業者の工夫の余地があるわけではないのですね。

○堀室長 そうですね。

○浅羽副主査 これはあくまで観光庁が提供するツールとしてそういうものがあるだけということでもいいのですね。

○堀室長 そうですね。どちらかというところ、回答者側の負担軽減のためのものです。

○浅羽副主査 書いている側が楽になるとか、その場でパソコンでと。ありがとうございました。

もう一つは、先ほど謝礼の話が出てきました。左下18ページの⑧のところ、赤の見え消しで「300」と書きかえられているのですけれども、ほかのページで500のものもいろいろとあるのですが、これはどちらが正解なのでしょう。

○堀室長 今年調査方法を見直したと絡んでいまして、27年度調査までは年に2回出して、500円でやっていました。今回の発注の最初のところにちょっと出たのですけれども、2つありまして、27年度の第4回調査の部分と28年度の調査の部分がありまして、27年度の第4回調査という部分は去年の調査なので500円のままでございます。28年度の調査の部分は年4回書いていただくので、ちょっと悩ましいところではあるのですけれども、回答者の負担が重くなる一方で、回答の数が2倍になるのです。今までは2万5,000掛ける2で5万だったのですけれども、これからは2万5,000掛ける4で10万になります。そうすると、同じだけ謝礼を払うと2倍負担してしまっていて、それは予算上こちらが厳しいということもあって、300円に下げさせていただいたということでございます。

○浅羽副主査 事業者の負担として300掛ける2ということですね。

○堀室長 そうですね。

○浅羽副主査 回答率、回答数が同じであれば、300掛ける2ということなのでしょう。それとも一発の300、で、2回分。Aグループ、Bグループそれぞれでやって、Aグループの人が2回答えたら、300掛ける2の謝礼を払いなさいということですか。

○堀室長 グループ分けはこれからはなくなるので、2万5,000人に年4回やっていただくので、300掛ける4で、1人当たり1,200円ということになります。

○浅羽副主査 1,200円ですか。ということは、同じ回答数だと、事業者の負担が以前よりもふえる可能性がありますよということを読めばいいのですね。

○堀室長 同じ回収率だと増えるということになります。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○廣松専門委員 この調査自体まだ新しいというのは理解していますが、資料2-1等にこれまでの回収率等のデータがありません。もし今、手元の資料でおわかりになるようでしたら、ごく大まかな数値でいいですが、教えていただきたいというのが1点。

あるいは、それを踏まえてのことかもしれませんが、資料2-2のところでは有効回収率を50%から45%に落としているわけですが、その理由を伺いたいというのが2点目です。

○堀室長 回収率ですけれども、手元にあるものをざっと申しますと、四半期ごとにやっていますが、27年度の第1回調査では回収率は46.8%でした。第2回調査では49.5%でした。第3回調査では47.3%でした。その前年度もほぼ同じ、45、46、47ぐらいだったのですけれども、今回、回収率の想定を50%にしていたのを45%に落としました。非常に悩ましいところではあるのですけれども、ここでどう想定するかにかかわらず、できる限り回収率を上げるというのは当然のことです。それは業者にも徹底しているのですが、その回収率の想定値を上げると、その分、謝礼代が委託料の中に入っていきますので、想定値が上がると予算額も上がっていくという関係にあります。今回、500円掛ける2だったのを300円掛ける4にして、ただでさえ予算がふえてしまう中で、想定する回収率をそのままにしておく予算上厳しかったものですから、今は45をちょっと超えるぐらいの回収率なので45という数字にさせていただいたのです。

もともとこの統計調査の設計のときに、総務省との関係でも、誤差率をどこまで置くのか、そのためには回収率をどのぐらいに設定するのかというやりとりをしまして、その中では一応45%の回収率で設計をしておりますので、そこがキープできれば、統計の精度としては一応保たれるということを確認しております。ですので、ちょっと悩ましいところであるのですけれども、今回、45%に下げさせていただいたということでございます。

○廣松専門委員 わかりました。

もう一つの質問は、先ほどの御説明で既に3月9日に入札説明会を実施されたということですが、その説明会には何者参加されたのか。

それと関係して、この調査では実査の部分と分析・集計の部分の業務を分けていらっしゃるのですが、今回の説明会では実査の部分と分析・集計業務と同一の民間事業者を想定されているのか、それとも別々でも構わないのか、どれか1つでも構わないのか、そのところをお伺いできればと思うのです。

○堀室長 まず、入札説明会には3者でございました。もっとたくさん来てほしかったのですが、3者でございました。それから、実査と分析ですけれども、当然、片方だけで構いません。実際に片方しか説明会に来ないし、入札に参加しない方が普通でして、今は別の業者が受注してやっております。

○廣松専門委員 わかりました。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○早津専門委員 重複していたら済みません。

3者が入札説明会に来て説明書をとられたということによろしいのですね。

○堀室長 はい、説明会に来られました。

○早津専門委員 それで、不参加者はアンケートをとられているのですか。不参加理由についての分析はされているのですか。

○堀室長 ちょっと理解ができません。

○早津専門委員 済みません。説明会に3者来て、実際に入れた人は。

○堀室長 入札の日付は3月18日ですので、まだ。

○早津専門委員 これからのことですか。

○堀室長 はい。

○早津専門委員 失礼しました。

従前はどのようなのですか。25年、26年。

○堀室長 済みません。今、手元に持ってきておりませんのでわかりません。

○早津専門委員 そうすると、その分析もされていないという理解でよろしいのですか。

○堀室長 入札の説明会に来たけれども、入札に参加しなかった理由をとということですね。わかりました。

済みません。申しわけないですが、それはとっておりません。

○早津専門委員 ちなみに、25年、26年、27年の応札者数について、1、2、2ということ。ただ、25年は記名が誤りだったので無効となったということなので、実質2なのかなと思うのですけれども、これは全部同じ会社なのですか。

○星野係員 済みません。過去に入札に参加した会社がそれぞれ違う会社なのかということですか。

○早津専門委員 そうです。

○星野係員 違う会社が入札をしております。

○早津専門委員 そうすると、トータルで考えると、複数者いるという理解でよろしいのですね。

○星野係員 そうです。

○早津専門委員 そうすると、不参加理由についても分析しやすいのかなと思うのです。

○堀室長 御指摘のとおりだと思います。今年も何者入札してくれるかわかりませんが、もし参加しない業者の方がいたら、ちゃんと理由を確認したいと思います。あと、昨年までの実績も、今、聞いて教えてくれるかどうかわかりませんが、もし教えてもらえれば、その分析に使って、次の年の改善につなげたいと思います。

済みません。ありがとうございます。

○稲生主査 私から1つだけ質問させてください。

複数年契約の可能性については御検討されて、事務局ともやりとりがあるということだと承知しております。それで、複数年契約が望ましいということではないのですけれども、先ほど説明いただいた中で、いわゆる内容の変更ですね。恐らく、調査として始まってからまだ時間がたっていないというのもあったり、あるいはいろいろな要請があって内容が

変わっていくということで、複数年はなかなか組みにくいというのがあると思うのですが、
れども、「観光統計の整備に関する検討会」というのが毎年あるとペーパーの中に入って
ございまして、そこで毎回のように、調査内容、調査項目についてこういうものを加えた
ほうがいいのか、こういうふうに修正したほうがいいのか、こういう意見が出ているとい
うことをもって、毎年のように変更する可能性があるというふうに結論づけたという理解
でよろしいのでしょうか。

○堀室長 そうですね。委員の先生方からもいろいろ御指摘があって、予算の都合でちょ
っと対応できない点多々あるのですけれども、改善したい点も実は次々に出てきている
状況です。

○稲生主査 結構あるということですか。

○堀室長 委員の先生に言われるまでもなく、我々自身がいつも使っていて、こういう調
査の項目がないとなかなか難しい、対外的に観光庁の政策を説明するときに難しいので
こういうのもやりたいなとか、そういうのも出てきますので、改善できるものは毎年のよ
うにでも改善していきたいなと思ってやっております。

○稲生主査 2010年から今までを振り返っていただいて、予算的には少しずつでもふえて
いっているのですか。つまり、単年度でやるというのは、項目を見直して金額を調整する
というメリットもある反面、翌年とれるかわからないというリスクもあって、もしかする
と債務負担のほうがいいのかもかもしれないわけですね。その点はどうなのでしょう。

○堀室長 幸いにして、対前年並みの予算は毎年つけていただいています。今年、この調
査ではなくて別の調査は、拡充をすることになって予算が増えた部分もあるのですけれ
ども、この調査については、いろいろ見直しはしているのですが、予算額は対前年と同じ額
でございます。確かに複数年のメリットもあるのですけれども、幸いにして、毎年減らさ
れている状況ではないので、何とか今の希望をきちんと要求していきたいと思ってお
ります。

○稲生主査 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます
たいと存じます。

本案件は、法第7条に基づき実施した民間事業者からの意見募集において、公的統計調
査について市場化テストの対象としてほしいという御意見をいただきまして、監理委員会
において競争性等に課題があるとされた事業でございます。

本日、調達改善に向けた取り組み状況の御説明をいただき、それから、国土交通省様の
今までの取り組み等はわかりましたけれども、委員からもいろいろ御指摘があったところ
でございます。そういう意味で、まだ改善の余地があるということでもいろいろと御検討い
ただいているところではございますが、今後も御検討をお願いしたいということかと思
います。

ただ、本事業でございますけれども、事業の内容は比較的単純だということでもございまして、改善すべき点も比較的明確であろうと理解してございますので、直ちに民間競争入札の導入を求めるものではなく、まずは国土交通省様において自主的な改善に取り組んでいただいて、それについて事務局のほうでフォローしていただきたいと思っております。

国土交通省におかれましては、本日の委員からの指摘を踏まえまして、今後の取り組み方針を御検討いただき、1週間を目途に事務局を通じて分科会へ御報告をお願いいたしますと存じます。

そういった方針ではほかの委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理をいたしたいと思っております。整理したものとつきまして事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 以上をもちまして「旅行・観光消費動向調査」の審議を終了いたします。

国土交通省の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席をありがとうございますと存じます。

また、以上をもちまして、本日の審議は終了となります。

ありがとうございました。